

# 武蔵野 ヒストリー

武蔵野にまつわる歴史を  
楽しみながら学ぶ

## 御門訴事件

〜農民たちによる民衆運動

明治という新たな時代の幕開けに、多摩地域で起こった「御門訴事件」。今回は新政府の政策に反対し、真正面から立ち向かっていった農民たちの史実を追いかけてます。



いそづわ  
倚錘碑。市の有形文化財に指定されている。

武蔵野市八幡町3丁目、五日市街道の北側に、縦2メートル、横1メートルほどの碑がひっそりと立っています。これは御門訴事件を記録するために建立された「倚錘碑」。この事件を長く人々の記憶にとどめるとともに、犠牲となった人々たちを慰霊するための碑でもあります。

御門訴事件が起こったのは明治3（1870）年1月。事件は前年に布達された、明治新政府による「社会政策」に端を発します。

### 明治新政府の社会政策に対し 嘆願を發した農民たち

明治2（1869）年11月、品川県は新政府の政策により、凶作や飢饉に備えるための貯穀（米または金）の供出を県下の村々に命じます。これが社会政策といわれるものです。このような非常時の備えは江戸時代から行われていましたが、今回の社会政策は、県が管理・運用しようとするもので、明治政府の財政基盤を固めることにその主眼が置かれていたことは否めません。

これに対して反対の意向を示したのが、武蔵野新田のうちの12か村（当初は13か村で、のちに1か村が

脱退）です。この武蔵野新田は、江戸幕府8代目将軍吉宗の時代に開発されましたが、水利が不便で作物の生産力が低いことから、江戸時代にはさまざまな優遇措置が取られていました。

収穫量の低い土地だったことに加え、通達のあった年は全国的な凶作で、品川県の示した供出高は新田農民にとって過酷なものでした。しかし品川県は特例を認めず、県下一律の負担を命じたため、農民たちは逼迫した村の状況を訴え、社会政策のための出穀について減免を要求したのです。

### 井口忠左衛門らを中心として 繰り返される交渉

12か村は一致団結し、品川県との間で数度にわたる交渉を行いました。その中心人物の一人が関前新田名主・井口忠左衛門です。凶作でどうにもならないほど逼迫している農民の実情を訴え、百姓の一軒一軒の暮らしぶりを検分した上で判断してくれるよう県に主張しました。

また村側の妥協案として、村の実情に応じた負担割合を提示。交渉

にあたっていた県の担当者はこれを認めたとものの、時の県知事・古賀一平によって否認され、交渉は決裂していきます。こうした県の態度は、予定通りの穀高を集められないことに加え、農民の主張を認めることで新政府の脆弱性を示すことを危惧したからと考えられます。

このような事態に憤激した村役人たちは、同年12月20日、関野新田（現在の小金井市）の真蔵院に集まり今後の対策を協議する戦術会議を行い、12か村の団結を確認するための「取極申議定一札之事」という文書を作成し、その結束を誓いました。

その後の再度の嘆願に対し、年も押し迫った12月24日、品川県は忠左衛門ほか数人の村役人を県庁に呼び出し、古賀知事自らが列席する中で命令に従うよう伝えます。しかし彼らは承諾せず、結果として県は、忠左衛門と上保谷新田名主・伊左衛門の2人を村へ返さず、「宿預」、すなわち軟禁状態にして抑留しました。

この報告を受けて激しい怒りを爆発させた農民たちは、集団で門訴することを決定。品川県庁のある



現在の真蔵院（小金井市）



御門訴事件に参加した12か村

日本橋浜町へ向けて出発しました。しかしこれは、村役人の説得によって中止されます。

### 農民たちの行進に東京は騒然 品川県は武力で抑圧

明治3（1870）年、年が明けても忠左衛門、伊左衛門は宿預となつたまま、村には帰ってきませんでした。さらに、1月7日には12か村の村役人が県庁に招集され、県側の要求を拒否した全員が宿預となつてしまいます。

この対応に業を煮やした12か村は、再び決起。1月10日夕方、4、5日分の弁当を用意し、蓑笠姿で品川県庁へ向けて行進を開始しました。その数は記録によってまちまちですが、7000から8000人ほどだったといわれています。

こうした徒党を組んでの運動に、東京中が騒然となったのは言うまでもありません。10日夜、県庁に詰めかけた農民たちは、県庁の門内に入れば強訴となるため、あくまでも門前から訴状を提出して嘆願する門訴をします。しかし品川県の「知事を引き出すつもりか」という声に対し、農民が「左様」と答えると即座

に門が開かれ、武器を持たずに訴える農民たちに対して「不屈至極なる百姓ばら、太刀の続く限り切り捨てよ」との命令のもと、農民めがけて切り込み、大砲も打ち出すという武力で事態の収束にあたりました。

これによって多数の逮捕者が出るのと同時に、県側は「12か村を古の原野になすとも、県の規則を執行しなければ相成らず」と姿勢を変えず、厳しい取り調べが始まります。取り調べには「痛吟味」という拷問が用いられたとされ、野中新田名主・定右衛門、上保谷新田百姓・国蔵は獄死、そして忠左衛門は病気で出獄後に死亡するなど、犠牲者を出しました。

県は18日には村々に告諭の高札を立て、村役人らに先導された百姓らの罪は問わないとし、この事件は幕を閉じることとなります。

### 御門訴事件がもたらしたものは

こうした犠牲を払った末の結果は、どうだったのでしょうか。

### 御門訴事件の経緯

#### ●明治2（1869）年

11月 5日	品川県が社倉政策を県下の村々に命じる。
12月 5日～	村役人らが県に対し「歎願書」を提出。以降数度の交渉の末に妥協案が成立。
12月19日	妥協案が県知事により否認される。
12月22日	県に対し、改めて「歎願書」を提出。
12月24日	忠左衛門ら4名が県庁へ出頭。
12月26日	県は忠左衛門と伊左衛門の2名を拘留。
12月28日	農民が門訴のため県庁へ向かうが中止。

#### ●明治3（1870）年

1月10日	門訴を執行。県の武力行使により収束。
1月17日	忠左衛門らが逮捕される。
1月18日	各関係村々に告諭の高札が立てられる。

品川県に農民が望んでいた当初の要求通り、米の供出は3分の1に減りました。そして、明治4（1871）年の廃藩置県により社倉政策は頓挫していきま

す。その後、それまで積み立てた社倉金の返還が行われ、この戻し金の一部を使って明治27（1894）年に建立されたのが冒頭で紹介した「倚錫碑」です。碑文は神奈川県知事を勤め、自由党副総裁となった中島信行によって書かれたものであり、中島はこうした民衆運動に強い共感を持ってその任を受けたとされています。